

契約管財局が抱える主な経営課題、とその解決策

河 村 浩 一

1 適正な入札契約事務の確立

地方公共団体が締結する契約では一般競争入札が原則であり、適正な履行の確保を図りつつ、経済性の観点から最も低い金額で契約するとともに、契約の相手方を広く募り公平に選定することとしています。あわせて、競争性の向上と透明性、公正性の確保が求められ、不正な行為や不適正な取扱いを行うことのないよう厳正に事務を行わなければなりません。

そのためには、入札・契約における透明性を確保し、公正な競争をより一層促進させるための制度の調査・企画を行うとともに、入札・契約事務の効率的な執行の確保を図ることが必要ですが、制度主管局である契約管財局が各局に寄り添い、その状況に応じてサポートを行い、大阪市全体の契約事務レベルの底上げを図っていくことが何よりも必要であると考えます。

私が契約部長であった時代には、入札等監視委員会での議論も踏まえながら、電子入札の導入促進、様々な契約制度改正、各局契約担当職員のサポートに取り組みましたが、さらなる充実強化を図っていく所存です。

また、全庁的なコンプライアンス強化の取組みを引き続き実施するとともに、各局の入札契約事務に携わる職員のコンプライアンス意識の向上や徹底、入札事務に係るスキルアップを図ります。

2 適正な管財事務の確立

全庁的な観点から市有地の有効活用を図るため、土地情報を一元的に管理し、財政状況や公有地活用の必要性に即した処理方針に基づき、各局所管の未利用地等の売却・転活用を促進することが必要と考えます。大阪市の税収は依然として低い水準にあり、特に未利用地の有効活用は「市政改革プラン 2.0」に基づく取組みに位置づけられている重要な課題です。

このため、市有財産の適正管理、未利用地の解消、売却のための商品化促進に向けて、契約制度と同様実務・制度の両面から各局のサポート体制を充実強化します。また、今後の大阪市のまちづくりを展望し、未利用地所管局とも連携を図りながら、貸付を含めた有効活用を促進してまいります。

3 指定管理者制度事務の確立

指定管理者制度の活用も「市政改革プラン 2.0」に基づく重要な取組みに位置づけられています。

公の施設のより効果的・効率的な管理のために民間のノウハウを活用し、適正な施設管理の確保と住民サービスの向上、経費の節減を図るという指定管理者制度の目的がより実現できるよう、制度の円滑かつ効果的な運用に努めてまいります。

大阪市において制度運用が開始された平成 16 年当時、指定管理者制度の所管は総務局であり、私は総務局行政部文書課長として条例改正をはじめその立ち上げに関与しましたが、その後 15 年が経過し、社会経済情勢が大きく変化する中で、この間、幾度となくガイドラインが改正されてきています。

指定管理者制度の運用に関しては、監査でも厳しい指摘が続いており、指定管理者制度を導入している施設を所管するすべての所属において、所管する施設の管理状況のモニタリングが求められています。より適切な実情に応じた制度設計・運用が可能となるようガイドラインの改正、各局への助言指導を行っていく必要があると考えています。

4 適正かつ計画的な用地取得事務の推進

用地取得事務については、かつてのように先行的に土地を取得できる時代ではなくなってきており、限られた人員・予算の中で事業の優先順位を見定めながら選択と集中を図っていくことが必要です。そのため建設局、都市整備局などの事業所管局との連携を密にしながら、常に情報を共有し、計画的な用地取得を進めていく所存です。また、取得に困難を極める長年の懸案物件についても、有識者や専門家の意見を聴取しながらあらゆる観点から解決策を模索し、早期解決に努めてまいります。また、専門的な知識経験を要する業務であることから、そのノウハウの着実な継承のための仕組みを検討します。

5 最後に

私はこれまで大阪市職員としては総務局での在籍期間が長く、法務担当として局事業・施策に関連した法律相談業務や争訟関係事務に関わる機会が多かったわけですが、とりわけ契約管財局（経理局、財政局契約監理部、建設局用地部、などその組織や名称は変遷していますが）との関わりが大きく、また、平成 23 年度から契約部長の仕事を 2 年間経験させてもらうことができ、総務担当部長としての立場から契約管財局の事務を全般的に把握することもできました。

契約管財局はその職務の性質上コンプライアンスがもっとも重視される職場のひとつであり、これまでの経験を活かしながら、今度は所属長としての立場から（おそらく最後の職場として）契約管財局のさらなる業務推進に尽力する所存です。